

(掲示)

× i サービス契約約款の一部改正

〔改正〕	〔現行〕												
<p>第1章～第13章 (略)</p> <p>第14章 その他のサービス</p> <p>第81条～第85条 (略)</p> <p>(情報提供サービス)</p> <p>第86条 当社は、次表に定める情報提供サービスを提供します。 表 (略)</p> <p><u>2 地図情報等提供サービスは、moperaU 機能、spモード機能若しくはiモード機能の提供を受けているXi又はドコモドライブネットインフォご利用規約に基づきドコモドライブネットの提供を受けているXiユビキタスに限り提供します。</u></p> <p><u>3～16 (略)</u> (注) (略)</p> <p>第87条～第93条 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 1～25 (略) (注) (略)</p> <p>第1表 料金(国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 付加機能使用料 1 適用</p> <table border="1" data-bbox="359 1591 1466 1980"><thead><tr><th colspan="2">付加機能使用料の適用</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1) (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(2) 身体障がい者等割引の適用を受けている場合の付加機能使用料の適用</td><td>第1(基本使用料)の1の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているXiに係る付加機能使用料については、着信短縮ダイヤル機能、iモード電子メール転送機能、メール着信通知機能、グループ管理機能及び位置情報通知機能に係る付加機能使用料、位置情報受信機能における1位置情報蓄積ごとの付加機能使用料並びに通話録音機能における1通話録音グループごとの付加機能使用料を除き、2(料金額)に規定する額から、その額に0.60を乗じて得た額を差し引</td></tr></tbody></table>	付加機能使用料の適用		(1) (略)	(略)	(2) 身体障がい者等割引の適用を受けている場合の付加機能使用料の適用	第1(基本使用料)の1の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているXiに係る付加機能使用料については、着信短縮ダイヤル機能、iモード電子メール転送機能、メール着信通知機能、グループ管理機能及び位置情報通知機能に係る付加機能使用料、位置情報受信機能における1位置情報蓄積ごとの付加機能使用料並びに通話録音機能における1通話録音グループごとの付加機能使用料を除き、2(料金額)に規定する額から、その額に0.60を乗じて得た額を差し引	<p>第1章～第13章 (略)</p> <p>第14章 その他のサービス</p> <p>第81条～第85条 (略)</p> <p>(情報提供サービス)</p> <p>第86条 当社は、次表に定める情報提供サービスを提供します。 表 (略)</p> <p>2～15 (略) (注) (略)</p> <p>第87条～第93条 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 1～25 (略) (注) (略)</p> <p>第1表 料金(国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 付加機能使用料 1 適用</p> <table border="1" data-bbox="1543 1591 2650 1980"><thead><tr><th colspan="2">付加機能使用料の適用</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1) (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(2) 身体障がい者等割引の適用を受けている場合の付加機能使用料の適用</td><td>第1(基本使用料)の1の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているXiに係る付加機能使用料については、着信短縮ダイヤル機能、iモード電子メール転送機能、メール着信通知機能、グループ管理機能、<u>地図情報受信機能</u>及び位置情報通知機能に係る付加機能使用料、位置情報受信機能における1位置情報蓄積ごとの付加機能使用料並びに通話録音機能における1通話録音グループごとの付加機能使用料を除き、2(料金額)に規定する額から、その額に0.60を乗</td></tr></tbody></table>	付加機能使用料の適用		(1) (略)	(略)	(2) 身体障がい者等割引の適用を受けている場合の付加機能使用料の適用	第1(基本使用料)の1の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているXiに係る付加機能使用料については、着信短縮ダイヤル機能、iモード電子メール転送機能、メール着信通知機能、グループ管理機能、 <u>地図情報受信機能</u> 及び位置情報通知機能に係る付加機能使用料、位置情報受信機能における1位置情報蓄積ごとの付加機能使用料並びに通話録音機能における1通話録音グループごとの付加機能使用料を除き、2(料金額)に規定する額から、その額に0.60を乗
付加機能使用料の適用													
(1) (略)	(略)												
(2) 身体障がい者等割引の適用を受けている場合の付加機能使用料の適用	第1(基本使用料)の1の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているXiに係る付加機能使用料については、着信短縮ダイヤル機能、iモード電子メール転送機能、メール着信通知機能、グループ管理機能及び位置情報通知機能に係る付加機能使用料、位置情報受信機能における1位置情報蓄積ごとの付加機能使用料並びに通話録音機能における1通話録音グループごとの付加機能使用料を除き、2(料金額)に規定する額から、その額に0.60を乗じて得た額を差し引												
付加機能使用料の適用													
(1) (略)	(略)												
(2) 身体障がい者等割引の適用を受けている場合の付加機能使用料の適用	第1(基本使用料)の1の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているXiに係る付加機能使用料については、着信短縮ダイヤル機能、iモード電子メール転送機能、メール着信通知機能、グループ管理機能、 <u>地図情報受信機能</u> 及び位置情報通知機能に係る付加機能使用料、位置情報受信機能における1位置情報蓄積ごとの付加機能使用料並びに通話録音機能における1通話録音グループごとの付加機能使用料を除き、2(料金額)に規定する額から、その額に0.60を乗												

	いて適用します。 ただし、(7) の適用を受けているときは、適用しません。
(3) ～(7) (略)	(略)
(8) 削除	
(9) ～(10) (略)	(略)

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額 (月 額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

	じて得た額を差し引いて適用します。 ただし、(7) の適用を受けているときは、適用しません。
(3) ～(7) (略)	(略)
(8) 地図情報受信機能に係る付加機能使用料の適用等	<p>ア 別表2 (付加機能) に規定する地図情報受信機能に係る付加機能使用料については、通則第3項 (料金の計算方法等) 及び第4項の規定にかかわらず、日割しません。</p> <p>イ 地図情報受信機能の提供を受けている契約者は、当社がその提供を開始した日を含む暦月から起算して廃止があった日を含む暦月までの期間について、2 (料金額) に規定する付加機能使用料の支払いを要します。</p> <p>ウ 1のXi及びXiコピキタスについて、地図情報受信機能の適用を最初に受けることとなったときは、地図情報受信機能に係る付加機能使用料について、その日から起算して31日間は支払いを要しないものとし、2 (料金額) に規定する額から減額して適用します。 ただし、地図情報受信機能の提供を廃止することとなった場合は、この限りではありません。</p> <p>エ 当社が提供する電気通信サービスに係る契約を締結している者が、その電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たにXi契約を締結したときは、契約の解除があった電気通信サービスに係る契約を締結した日 (その電気通信サービスに係る契約を継続して締結していると当社が認める場合は、その電気通信サービスに係る契約を締結した日と当社がみなす日) から継続してXi契約を締結しているものとみなし、ウの規定を適用します。</p> <p>オ 次の場合には、契約の解除があったXi契約を締結した日 (そのXi契約を継続して締結していると当社が認める場合は、そのXi契約を締結した日と当社がみなす日) から継続してXi契約を締結しているものとみなして、ウの規定を適用します。 (ア) そのXi契約者が、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき又は一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき。 (イ) そのXi契約者が、総合利用プランに係る定期契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係る定期契約を締結したとき又はデータ専用プランに係る定期契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係る定期契約を締結したとき。</p>
(9) ～(10) (略)	(略)

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額 (月 額)
		次の税抜額 (かっこ内は税込額)
(略)	(略)	(略)
地図情報受信機能 (ドコモ ドライブネット)	1 契約ごとに	300円 (324円)
(略)	(略)	(略)

第3～第6 (略)

第2表～第6表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提 供 条 件
1～20 (略)	(略)
21 削 除	
(略)	(略)

別表3～別表8 (略)

第3～第6 (略)

第2表～第6表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提 供 条 件
1～20 (略)	(略)
21 地図情報受信機能(ドコモ ドライブネット) <u>契約者回線に接続されている端末設備(この機能を利用するために必要な機能を有するものであって、当社が定めるものに限り、以下この欄において同じとします。)を利用して、当社が設置した電気通信設備(以下この欄において蓄積装置といいます。)に蓄積された、情報提供者が提供する地図情報又は契約者があらかじめ蓄積した情報等を取得できるようにする機能をいいます。</u>	<p>(1) moperaU 機能若しくはspモード機能の提供を受けているXi及びXiユビキタスに限り提供します。</p> <p>(2) 当社は、この機能により蓄積される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。</p> <p>(3) Xi契約者が蓄積装置に蓄積できる情報の容量は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(4) Xi契約者は、この機能を利用して、当社が別に定める方法により、蓄積装置に蓄積された情報を契約者が指定した契約者回線へ提供することができます。</p> <p>(5) Xi契約に係る名義変更があったときは、既に蓄積されている情報が消去されます。この場合、消去された情報の復元は出来ません。</p> <p>(6) 一般契約又は定期契約に係る名義変更(新たにその契約者になろうとする者と名義変更前の契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する場合の名義変更又は法人の合併若しくは分割に伴う名義変更を除きます。)があったときは、この機能は廃止されます。</p> <p>(7) この機能の利用に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(注) (3)並びに(7)に規定する当社が別に定めるところ又は(4)に規定する当社が別に定める方法は、「ドコモ ドライブネットご利用規約」又は「ドコモ ドライブネットのご注意事項」に定めるところによります。</p>
(略)	(略)

別表3～別表8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者
1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分（通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。）に係るグループ			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	パケット通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	スロバキア共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	Telefonica Slovakia, s. r. o.	5	—	◆ A ● III	○	

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者
1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分（通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。）に係るグループ			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	パケット通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	スロバキア共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	Telefonica Slovakia, s. r. o.	△5	—	△ A ◆ ● III △ III	△	

	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1～2 (略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成27年1月31日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表9 (略)

- 附 則(平成26年11月20日経企第1275号)
(実施期日)
- この改正規定は、平成26年12月1日から実施します。
(経過措置)
 - この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1～2 (略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成26年12月31日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表9 (略)

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

〔改 正〕	〔現 行〕
<p>第1章～第4章の2 (略)</p> <p>第4章の3 FOMAプリペイド契約</p> <p>第24条の32～第30条 (略)</p> <p>(当社が行うFOMAプリペイド契約の解除)</p> <p>第31条 当社は、FOMAプリペイド契約者がその利用可能期間が終了した日の翌日から起算して30日以内に、第29条(FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間)に規定する利用可能期間の更新がされない場合は、そのFOMAプリペイド契約を解除します。</p> <p>2 当社は、第53条の2(FOMAプリペイドに係る利用停止)第4項の規定によりFOMAプリペイドの利用を停止されたFOMAプリペイド契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのFOMAプリペイド契約を解除することがあります。</p> <p>3 当社は、FOMAプリペイド契約者が第53条の2第4項の規定に該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、FOMAプリペイドの利用停止をしないでそのFOMAプリペイド契約を解除することがあります。</p> <p>4 <u>前3項の規定によるほか、当社は、FOMAプリペイド契約者が料金表通則第19項(FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録)の規定により料金の前払い登録を行った場合であって、当社がその前払い料金の支払いの事実を確認できないときは、そのFOMAプリペイド契約を解除することがあります。</u></p> <p>5 当社は、FOMAプリペイド契約を解除したときは、そのFOMAプリペイドに係る利用可能期間の残日数及びその利用可能期間に係る通信可能時間の残時間又は通信可能データ量の残データ量について無効とします。</p> <p>第32条 (略)</p> <p>第4章の4～第13章 (略)</p> <p>第14章 その他のサービス</p> <p>第95条～第96条 (略)</p> <p>(情報提供サービス)</p> <p>第97条 当社は、次表に定める情報提供サービスを提供します。</p> <p>表 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地図情報等提供サービスは、iモード機能、moperaU 機能若しくはspモード機能の提供を受けているFOMA又はドコモドライブネットインフォご利用規約に基づきドコモドライブネットの提供を受けているFOMAコピキタスに限り提供します。</p> <p>4～20 (略)</p>	<p>第1章～第4章の2 (略)</p> <p>第4章の3 FOMAプリペイド契約</p> <p>第24条の32～第30条 (略)</p> <p>(当社が行うFOMAプリペイド契約の解除)</p> <p>第31条 当社は、FOMAプリペイド契約者がその利用可能期間が終了した日の翌日から起算して30日以内に、第29条(FOMAプリペイドに係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間)に規定する利用可能期間の更新がされない場合は、そのFOMAプリペイド契約を解除します。</p> <p>2 当社は、第53条の2(FOMAプリペイドに係る利用停止)第4項の規定によりFOMAプリペイドの利用を停止されたFOMAプリペイド契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのFOMAプリペイド契約を解除することがあります。</p> <p>3 当社は、FOMAプリペイド契約者が第53条の2第4項の規定に該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、FOMAプリペイドの利用停止をしないでそのFOMAプリペイド契約を解除することがあります。</p> <p>4 当社は、FOMAプリペイド契約を解除したときは、そのFOMAプリペイドに係る利用可能期間の残日数及びその利用可能期間に係る通信可能時間の残時間又は通信可能データ量の残データ量について無効とします。</p> <p>第32条 (略)</p> <p>第4章の4～第13章 (略)</p> <p>第14章 その他のサービス</p> <p>第95条～第96条 (略)</p> <p>(情報提供サービス)</p> <p>第97条 当社は、次表に定める情報提供サービスを提供します。</p> <p>表 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地図情報等提供サービスは、iモード機能、moperaU 機能若しくはspモード機能の提供を受けているFOMA又は地図情報受信機能の提供を受けているFOMAコピキタスに限り提供します。</p> <p>4～20 (略)</p>

(注1)～(注2) (略)

第97条の2～第101条 (略)

料金表

通則

1～28 (略)

(注) (略)

第1表 料金(国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1 (略)

第2 付加機能使用料

1 適用

付加機能使用料の適用	
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 削除	

(注1)～(注2) (略)

第97条の2～第101条 (略)

料金表

通則

1～28 (略)

(注) (略)

第1表 料金(国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1 (略)

第2 付加機能使用料

1 適用

付加機能使用料の適用	
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 地図情報受信機能に係る付加機能使用料の適用等	<p>ア 別表2(付加機能)に規定する地図情報受信機能に係る付加機能使用料については、通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定にかかわらず、日割しません。</p> <p>イ 地図情報受信機能の提供を受けている契約者は、当社がその提供を開始した日を含む暦月から起算して廃止があった日を含む暦月までの期間について、2(料金額)に規定する付加機能使用料の支払いを要します。</p> <p>ウ 1のFOMA又はFOMAユビキタス(以下この欄に置いて「FOMA等」といいます。)について、地図情報受信機能の提供を最初に受けることとなったときは、地図情報受信機能に係る付加機能使用料について、その提供を開始した日から起算して31日間は支払いを要しないものとし、2(料金額)に規定する額から減額して適用します。</p> <p>ただし、地図情報受信機能の提供を廃止することとなった場合は、この限りではありません。</p> <p>エ 当社が提供する電気通信サービスに係る契約を締結している者が、その電気通信サービスに係る契約の解除と同時に新たにFOMA契約又はFOMAユビキタス契約(以下この欄において「FOMA契約等」といいます。)を締結したときは、契約の解除があった電気通信サービスに係る契約を締結した日(その電気通信サービスに係る契約を継続して締結していると当社が認める場合は、その電気通信サービスに係る契約を締結した日と当社がみなす日)から継続してFOMA契約等を締結しているものとみなし、ウの規定を適用します。</p> <p>オ FOMA契約者又はFOMA位置情報契約者が、その契約の解除と同時に新たにFOMAユビキタス契約を締結したとき又はFOMAユビキタス契約者又はFOMA位置情報契約者が、その契約の解除と同時に新たにFOMA契約を締結したときは、契約の解除があったFOMA契約、FOMAユビキタス契約又はFOMA位置情報</p>

(4)～(5) (略)	(略)
(6) 身体障がい者等割引の適用を受けている場合の付加機能使用料の適用	第1(基本使用料)の1の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているFOMA及びFOMACyberPassに係る付加機能使用料については、着信短縮ダイヤル機能、iモード電子メール転送機能、メール着信通知機能、位置情報通知機能、グループ管理機能及びビジネスmoperaテレメトリ機能に係る付加機能使用料、FOMA位置情報受信機能における1位置情報蓄積ごとの付加機能使用料並びに通話録音機能における1通話録音グループごとの付加機能使用料を除き、2(料金額)の規定の額からその額に0.60を乗じて得た額を差し引いて適用します。 ただし、(7)の適用を受けているときは、適用しません。
(7)～(14) (略)	(略)

2 料金額

区 分	単 位	料金額(月額)
		次の税抜額(かっこ内は税込額)
(略)	(略)	(略)

	<p>契約を締結した日(その契約を継続して締結していると当社が認める場合は、その契約を締結した日と当社がみなす日)から継続してFOMA契約等を締結しているものとみなし、ウの規定を適用します。</p> <p>カ 1のFOMA等について、次のいずれかに該当する場合は、契約の解除があったFOMA契約等を締結した日(そのFOMA契約等を継続して締結していると当社が認める場合は、そのFOMA契約等を締結した日と当社がみなす日)から継続してFOMA契約等を締結しているものとみなして、ウの規定を適用します。</p> <p>(ア) そのFOMA契約者が、定期契約の解除と同時に新たに一般契約を締結したとき又は一般契約の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき。</p> <p>(イ) そのFOMA契約者が、1年定期契約若しくは第2種契約の解除と同時に新たに2年定期契約を締結したとき、2年定期契約若しくは第2種契約の解除と同時に新たに1年定期契約を締結したとき又は2年定期契約若しくは第2種契約の解除と同時に新たに1年定期契約を締結したとき。</p> <p>(ウ) そのFOMA契約者が、総合利用プランに係る定期契約の解除と同時に新たにデータ専用プランに係る定期契約を締結したとき又はデータ専用プランに係る定期契約の解除と同時に新たに総合利用プランに係る定期契約を締結したとき。</p> <p>(エ) そのFOMACyberPass契約者が、FOMACyberPass定期契約の解除と同時に新たにFOMACyberPass一般契約を締結したとき又はFOMACyberPass一般契約の解除と同時に新たにFOMACyberPass定期契約を締結したとき。</p>
(4)～(5) (略)	(略)
(6) 身体障がい者等割引の適用を受けている場合の付加機能使用料の適用	第1(基本使用料)の1の(7)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けているFOMA及びFOMACyberPassに係る付加機能使用料については、着信短縮ダイヤル機能、iモード電子メール転送機能、メール着信通知機能、位置情報通知機能、グループ管理機能、地図情報受信機能及びビジネスmoperaテレメトリ機能に係る付加機能使用料、FOMA位置情報受信機能における1位置情報蓄積ごとの付加機能使用料並びに通話録音機能における1通話録音グループごとの付加機能使用料を除き、2(料金額)の規定の額からその額に0.60を乗じて得た額を差し引いて適用します。 ただし、(7)の適用を受けているときは、適用しません。
(7)～(14) (略)	(略)

2 料金額

区 分	単 位	料金額(月額)
		次の税抜額(かっこ内は税込額)
(略)	(略)	(略)
地図情報受信機能(ドコモ ドライブネット)	1契約ごとに	300円(324円)

(略) (略) (略)

第3 (略)

(1)～(8) (略)	(略)
(9)の2 データ専用プランにおける通信料の適用	<p>ア～ス (略)</p> <p>セ この欄においてデータ引継線越額とは、第1種契約（基本使用料の料金種別がデータ専用プランに係るものに限り、同時に新たに第2種契約（基本使用料の料金種別がデータ専用プランに係るものに限り、）又はXi契約（基本使用料の料金種別が、Xiサービス契約約款に規定するデータ専用プランに係るものをいい、料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3に規定するデータ定額パックの適用を受けていないものに限り、）を締結した場合における、その第1種契約に係るパケット線越額のことをいい、そのパケット線越額が発生した料金月、その翌料金月又は翌々料金月のデータ専用プランに係る月間累計額から控除します。</p> <p>ソ～タ (略)</p>
(9)の3～(25) (略)	(略)

第4～第6 (略)

第2表～第7表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種類	提供条件
1～33 (略)	(略)
34 削除	

(略) (略) (略)

第3 (略)

(1)～(8) (略)	(略)
(9)の2 データ専用プランにおける通信料の適用	<p>ア～ス (略)</p> <p>セ この欄においてデータ引継線越額とは、第1種契約（基本使用料の料金種別がデータ専用プランに係るものに限り、同時に新たに第2種契約（基本使用料の料金種別がデータ専用プランに係るものに限り、）を締結した場合における、その第1種契約に係るパケット線越額のことをいい、そのパケット線越額が発生した料金月、その翌料金月又は翌々料金月のデータ専用プランに係る月間累計額から控除します。</p> <p>ソ～タ (略)</p>
(9)の3～(25) (略)	(略)

第4～第6 (略)

第2表～第7表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種類	提供条件
1～33 (略)	(略)
34 地図情報受信機能（ドコモ ドライブネット）	<p>(1) moperaU 機能若しくはspモード機能の提供を受けているFOMA（共用FOMAに係るものを除きます。）若しくはFOMAユビキタス（第2種FOMAユビキタス契約に係るものに限り、）又は基本使用料の料金種別が定額データプラン 128KのFOMAに限り提供します。</p> <p>(2) 当社は、この機能により蓄積される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。</p> <p>(3) 契約者が蓄積装置に蓄積できる情報の容量は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(4) 契約者は、この機能を利用して、当社が別に定める方法により、蓄積装置に蓄積された情報を契約者が指定した契約者回線へ</p>

35～43 (略)	(略)

別表3～別表8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者
1 2以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ				
		通話モード	64kb/sデジタル通信モード	パケット通信モード	ショートメッセージ通信モード	
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	<p>提供することができます。</p> <p>(5) FOMA契約又はFOMAユビキタス契約に係る名義変更があったときは、既に蓄積されている情報が消去されます。この場合、消去された情報の復元は出来ません。</p> <p>(6) 一般契約又は定期契約に係る名義変更(新たにその契約者になろうとする者と名義変更前の契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する場合の名義変更又は法人の合併若しくは分割に伴う名義変更を除きます。)があったときは、この機能は廃止されます。</p> <p>(7) この機能の利用に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(注)(3)並びに(7)に規定する当社が別に定めるところ又は(4)に規定する当社が別に定める方法は、「ドコモ ドライブネットご利用規約」又は「ドコモ ドライブネットのご注意事項」に定めるところによります。</p>
35～43 (略)	(略)

別表3～別表8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者
1 2以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ				
		通話モード	64kb/sデジタル通信モード	パケット通信モード	ショートメッセージ通信モード	
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

地方						
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	スロバキア共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	Telefonica Slovakia, s. r. o.	5	—	◆● A III	○	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考	1～2 (略)					

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成27年1月31日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表10 (略)

附 則(平成26年11月20日経企第1275号)
(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年12月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

地方						
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	スロバキア共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	Telefonica Slovakia, s. r. o.	△5	—	△A ◆● △III	△	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考	1～2 (略)					

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成26年12月31日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

別表10 (略)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
(データ専用プランにおける通信料の適用に関する経過措置)
- 3 当社は、平成26年11月1日からこの改正規定実施日までの間に係るパケット繰越額について、改正後のXiサービス契約約款の規定を適用します。

(掲示)

無線 I P 通信網 サービス 契約 約 款 の 一 部 改 正

〔改 正〕	〔現 行〕					
<p>第 1 章～第 11 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>別表 5 国際無線 I P に係る外国の電気通信事業者等</p> <table border="1" data-bbox="332 743 902 982"><thead><tr><th data-bbox="332 743 902 812">事 業 者 名</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="332 812 902 882">(略)</td></tr><tr><td data-bbox="332 882 902 982">△AT&T Mobility LLC</td></tr></tbody></table> <p>附 則 (平成 26 年 11 月 20 日 経 企 第 1275 号) この改正規定は、平成 26 年 12 月 10 日から実施します。</p>	事 業 者 名	(略)	△AT&T Mobility LLC	<p>第 1 章～第 11 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～4 (略)</p> <p>別表 5 国際無線 I P に係る外国の電気通信事業者等</p> <table border="1" data-bbox="1516 743 2086 982"><thead><tr><th data-bbox="1516 743 2086 812">事 業 者 名</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1516 812 2086 982">(略)</td></tr></tbody></table>	事 業 者 名	(略)
事 業 者 名						
(略)						
△AT&T Mobility LLC						
事 業 者 名						
(略)						